

積雪寒冷地における介護事業所への適切な評価を求める意見書

介護サービスは、介護を必要とされる方へのサービス提供はもちろんのこと、その家族にとっても生活をする上で欠かすことのできないものであり、介護事業所においては、災害等が発生している状況であってもサービスの提供を継続することが求められています。

このような中、積雪寒冷地に所在する介護事業所では、光熱水費や除排雪経費の負担増のほか、送迎時に利用者宅での除雪作業が必要であるなど、本来の介護サービス提供以前の部分においても、多くの経費と労力を負担しています。

豪雪地帯に対する介護報酬の評価として、加算制度が設けられていますが、厚生労働大臣が指定する地域に限定され、地域の実情が反映されたものとなっていません。

昨年度においては、度重なる暴風雪や大雪により、市内道路の除排雪が間に合わず、特に生活道路において自動車の立ち往生が多発し、介護事業所の送迎が長時間となるなど、介護サービスの提供に大きな影響が生じました。

暴風雪や大雪などの雪害にあっても、地震や台風等の災害時の取扱いと同様に、人員等の配置基準や介護報酬の算定要件の柔軟な取扱いを可能とするよう対応が必要です。

よって、国におかれましては、積雪寒冷地における介護サービスの確保を図られるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣